

第2次

鳥取県西部広域市町村圏計画

[基本計画]

平成28年10月策定

令和3年11月（中間見直し）

鳥取県西部広域行政管理組合

目 次

第1章 総論	1
第1節 策定の趣旨.....	1
第2節 計画の目的.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 計画の策定・進行管理体制.....	3
第5節 計画を推進するために.....	3
第2章 圏域の状況	4
第1節 圏域の位置・自然環境.....	4
第2節 圏域の推計人口と目標人口.....	6
第3節 構成市町村の財政指標の推移.....	7
第4節 構成市町村の地域指定の状況.....	9
第3章 共同処理事業計画	11
第1節 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に 基づく事業の実施の連絡調整に関すること.....	11
第2節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること（施設の運転管理）	13
第3節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること（新施設整備計画）	15
第4節 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること.....	16
第5節 消防事務に関すること.....	18
第6節 病院群輪番制病院に関すること.....	23
第7節 火葬場の設置及び管理運営に関すること.....	25
第8節 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審 査及び判定に関すること.....	27
第9節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決 定に係る審査及び判定に関すること.....	28
第10節 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること.....	29
第11節 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること.....	31
第12節 県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により処理さ れることとされた事務に関すること.....	33
参考資料	34
共同処理事務.....	34
鳥取県西部広域行政管理組合規約（令和3年7月1日現在）.....	35
各施設の概要.....	38
各施設の配置図.....	41
SDGsとの関係.....	42
共同処理事務とSDGsとの関連.....	43

第1章 総論

第1節 策定の趣旨

本圏域は、昭和46年7月に「鳥取県西部広域市町村圏」の圏域設定により鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）を設立し、第1次及び第2次の広域市町村圏計画を策定し、広域かつ総合的な行政の推進を図ってきました。また、平成7年10月には「ふるさと市町村圏」の選定を受け、更なる創造的・一体的な振興整備を進めてきました。

このような取り組みを行う中、平成21年3月末に国から「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」を廃止し、今後の広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により取り組みが行われることが適当との見解が示されました。

これを受け、本組合では西部圏域の振興整備を目的とした独自の計画を策定することとなり、平成24年2月に「鳥取県西部広域市町村圏計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、基本計画期間を5年間と定め計画を推進してきました。

「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画」は、第1次計画に続く計画として平成28年に10年を計画期間として策定されたものですが、計画中間年にあたる5年目に中間見直しを行うことを定めています。圏域をとりまく情勢の変化、共同処理事務の進捗や見直し、また現状と課題等について、現況を反映するよう時点修正を行い、より実効的な計画となるよう本中間見直しを行うものです。

第2節 計画の目的

この計画は、将来的な組合の事務事業の見通しを明らかにし、組合の共同処理事務の指針となるよう策定します。

本圏域は、少子高齢化、人口減少、構成市町村の財政状況など今後も厳しい状況が継続すると想定されることから、本組合の共同処理事務については、より効率的な行政運営、効果的な事業の実施が求められています。

このことから、構成市町村との連携と協力を得ながら、圏域の現状及び課題を共有し、計画的、効果的に事業を実施することにより、本圏域全体の活性化と振興、発展、圏域住民の生活基盤の安定・強化に寄与することを目的とします。

第3節 計画の構成

この計画の構成は、基本計画と実施計画の2段階の計画とします。

上位の基本計画は、共同処理事務の中長期的な見通しを示し、下位の実施計画は基本計画に掲げる施策を実施するための具体的な事業を示すものとします。

年 度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	実施計画の 参考策定期間
広 域 市 町 村 圏 計 画	基本 計画	共同処理事務の指針を示すもの（H29～R8 の 10 年間） （5 年目に見直し）										
	実施 計画	施策を実施するための具体的な事業を示すもの（毎年度のローリング方式）										
		H29～R1										
			H30～R2								
		※中間見直しにより令和4年度以降の実施計画は10年間策定										
								R4-R8				R9-R13
									R5-R8		R9-R14	

【各計画の期間】

基本計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とします。ただし、西部圏域における社会ニーズの変化、情勢の変化等に対応するため、計画5年目に内容の見直しを行います。

実施計画は、3年間を計画期間とし、ローリング方式により毎年度計画を更新してきましたが、中間見直しにより令和4年度以降の実施計画の計画期間は10年間とし、令和9年度以降については参考策定期間とした上で、財政推計と一致する内容で策定するものとします。

【基本計画に関する事項】

本組合の共同処理事務の実施において、抱える諸課題に対し、中長期的な方向性や方針、施策を示します。

具体的には、現状を把握し、今後の課題の抽出、課題の解決に向けた方針、施策について明示します。

【実施計画に関する事項】

基本計画で定めた方針や施策について、平成28年度の策定時においては、向こう3年間に計画される事業内容や費用を算出し、構成市町村の負担の見通しを明らかにしてきましたが、中間見直し以降については、今後10年間を計画期間として、財政推計と一致するものとし、より長期の事業実施計画を示すこととします。

【他の計画との整合】

この計画は、行政改革大綱及び事業別に定める計画との整合を図るものとします。

第4節 計画の策定・進行管理体制

本計画の策定・見直し等は構成市町村の担当課長で構成する担当課長会議で事前に協議し、副市町村長会議での審査を経て、正副管理者会議において計画を決定します。

名称	構成員	目的
正副管理者会議	管理者、副管理者	・方針決定及び進行管理等に関すること。
副市町村長会議	副市町村長 ※副市町村長を置かない場合、総務課長。	・正副管理者会議に提出する議案を事前に審査する。
担当課長会議	構成市町村の担当課長	・副市町村長会議に提出する議案を事前に協議する。
作業部会	事務局及び消防局総務課長 各担当課長補佐	・担当課長会議に提出する議案を事前に調査研究する。

第5節 計画を推進するために

計画の推進に当たっては、基本計画、実施計画に基づくとともに、圏域の高齢化や人口減少、構成市町村の財政状況、西部圏域におけるニーズの変化、また急速に進展するデジタル化社会、脱炭素社会への移行、頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症への対応等の社会全体の情勢を勘案しながら、計画的、効果的に必要な施策を実施するとともに、下記の事項に取り組みます。

- ① 圏域住民や構成市町村、関係団体等と事務事業の課題を共有し、連携を図りながら協働して事業に取り組みます。
- ② 組合事業に対する住民の理解や信頼を深めるため、情報提供や情報公開を推進します。
- ③ 効率的な組織運営、市町村負担と将来を見据えた財政運営など、行財政改革を継続的に推進します。

第2章 圏域の状況

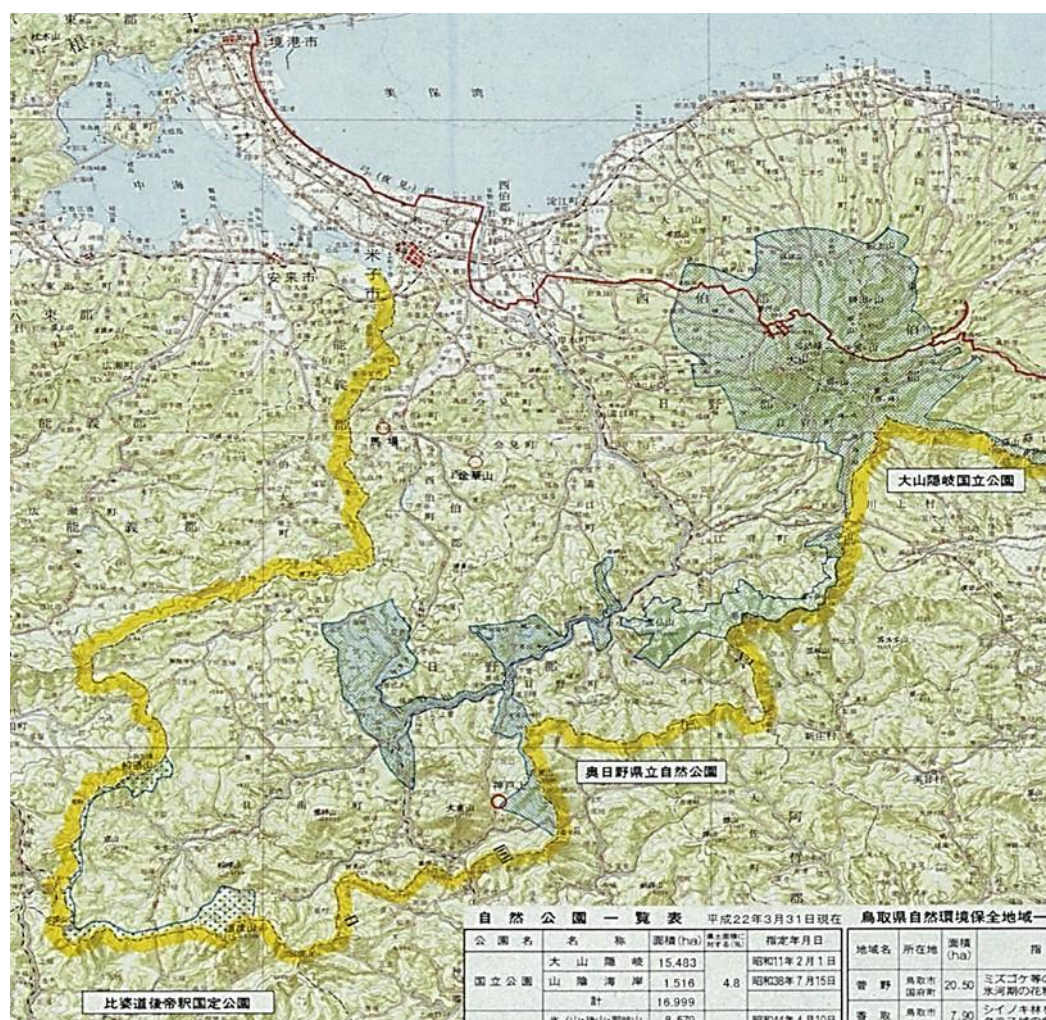
第1節 圏域の位置・自然環境

【位置・自然環境】

本圏域は、鳥取県の西部に位置し、県の面積のおよそ35%を占めています。

平野部は、中国山地を源に南から北に流れる日野川の下流域に開け、本圏域の中心都市米子市が位置しています。

山間部は、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、奥日野県立自然公園などがあり、また、圏域の西に位置する中海は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されており、圏域全体が豊かな自然環境に恵まれています。

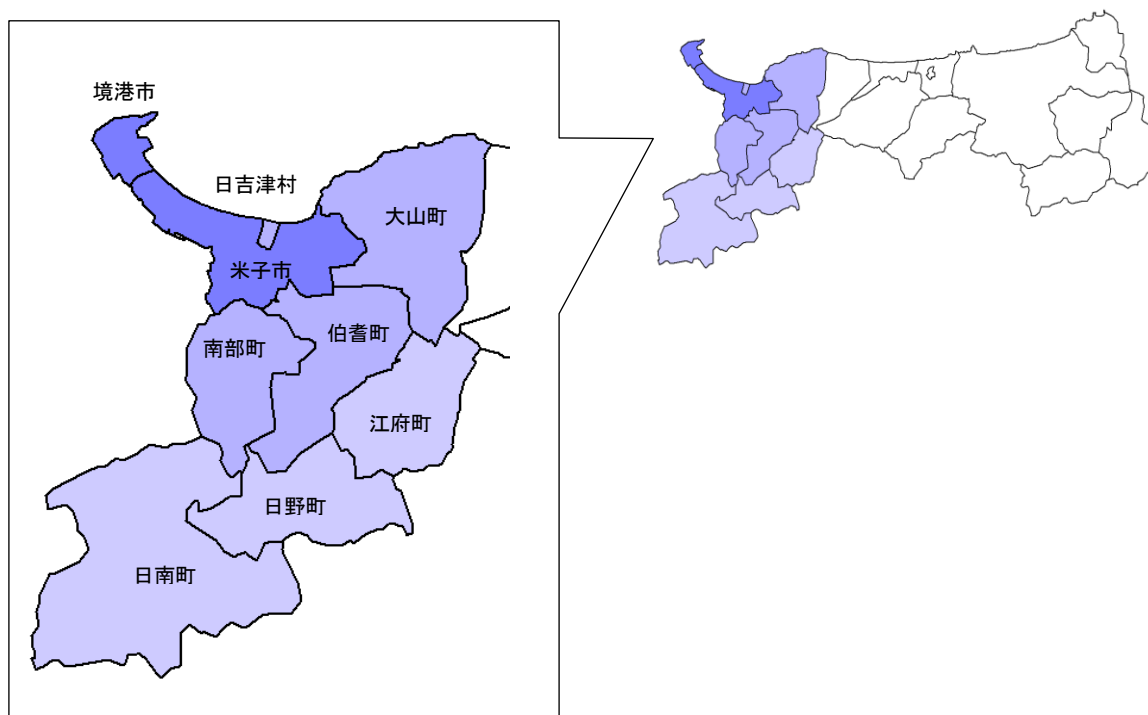


出典：鳥取県自然公園、自然環境保全地域等配置図より抜粋

【構成市町村の概要】

項目 市町村	R3.4月 住基人口(人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	世帯数 (世帯)	平均世帯人数 (人/世帯)
米子市	146,680	132.42	1,107.69	67,747	2.17
境港市	33,433	29.10	1,148.90	15,362	2.18
日吉津村	3,558	4.20	847.14	1,235	2.88
大山町	15,822	189.83	83.35	5,723	2.76
南部町	10,580	114.03	92.78	3,904	2.71
伯耆町	10,740	139.44	77.02	3,869	2.78
日南町	4,350	340.96	12.76	1,978	2.20
日野町	2,929	133.98	21.86	1,304	2.25
江府町	2,737	124.52	21.98	1,023	2.68
計	230,829	1,208.48	191.01	102,145	2.26

※令和3年4月1日現在市町村住民基本台帳及び令和2年度鳥取県市町村要覧より作成



第2節 圏域の推計人口と目標人口

【推計人口】

国立社会保障・人口問題研究所の作成した「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」によると、圏域の人口は急速に減少すると予測されています。（単位：人）

年度 市町村	2015年 実績	2020年 (速報)	2025年 推計	2030年 推計	2035年 推計	2040年 推計	2045年 推計
米子市	149,313	147,421	148,758	147,297	145,170	142,368	139,073
境港市	34,174	32,760	31,473	30,015	28,534	27,076	25,655
日吉津村	3,439	3,504	3,537	3,560	3,564	3,549	3,510
大山町	16,470	15,405	14,362	13,326	12,271	11,216	10,201
南部町	10,950	10,319	9,664	9,033	8,389	7,750	7,129
伯耆町	11,118	10,710	9,965	9,368	8,777	8,168	7,555
日南町	4,765	4,199	3,553	3,063	2,644	2,267	1,917
日野町	3,278	2,909	2,434	2,082	1,766	1,481	1,225
江府町	3,004	2,679	2,312	2,017	1,746	1,502	1,268
計	236,511	229,906	226,058	219,761	212,861	205,377	197,533

※2015年は国勢調査による実績値 2020年は速報値

※2020年以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」に基づく。

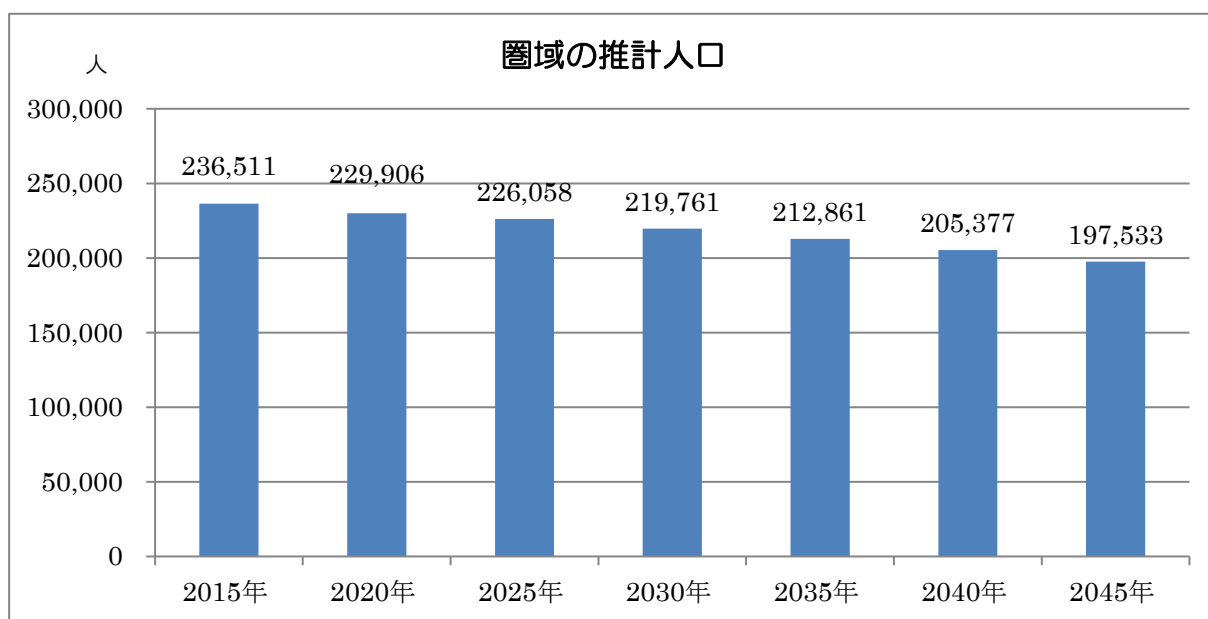
【人口の展望】

構成市町村が設定している人口展望は以下のとおりです。（単位：人）

年度 市町村	2015年 実績	2020年 (速報)	2030年	2040年	2050年	2060年
米子市	149,313	147,421	144,606	138,356	131,353	123,766
境港市	34,174	32,760	31,122	29,127	27,644	26,498
日吉津村	3,439	3,504	3,528	3,552	3,576	3,600
大山町	16,470	15,405	13,670	12,178	10,916	9,983
南部町	10,950	10,319	9,922	9,172	8,522	8,055
伯耆町	11,118	10,710	9,919	9,312	8,913	8,835
日南町	4,765	4,199	3,449	2,870	2,444	2,189
日野町	3,278	2,909	2,249	1,795	1,463	1,263
江府町	3,004	2,679	2,289	1,974	1,974	1,974
計	236,511	229,906	220,754	208,336	196,805	186,163

※2015年は国勢調査による実績値 2020年は速報値

※数値は各市町村からの提供（江府町については2050年、2060年の推計値がないため2040年と同値とした。）



第3節 構成市町村の財政指標の推移

令和元年度決算に基づく経常収支比率は、全ての市町村が80%を超えていることから、高い水準にあると言えます。実質公債費比率は、早期健全化基準25%を超える市町村はありません。将来負担比率は、早期健全化基準350%を超える市町村はありません。

※令和2年度鳥取県市町村要覧及び令和元年度実績に基づく。

分 区 市町村	経常収支比率			健全化判断比率（令和元年度決算）			
	H29	H30	R1	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比率	将来負担 比率
米子市	90.7	91.0	90.7	-	-	9.1	94.0
境港市	93.3	95.8	92.0	-	-	12.9	126.6
日吉津村	84.1	80.8	85.0	-	-	11.7	3.5
大山町	91.0	91.6	92.9	-	-	10.9	-
南部町	92.1	92.2	92.4	-	-	12.2	25.6
伯耆町	90.5	87.7	90.6	-	-	8.3	-
日南町	89.7	91.0	91.0	-	-	7.2	-
日野町	83.7	87.4	84.0	-	-	7.0	-
江府町	88.7	90.2	86.9	-	-	13.4	81.9

○ **経常収支比率**

人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常経費一般財源がどの程度充当されたかをみる指標です。この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示します。

一般的に80%を超えると弾力性を失いつつあるといわれています。

○ **実質赤字比率**

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

○ **連結実質赤字比率**

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

○ **実質公債費比率**

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

○ **将来負担比率**

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

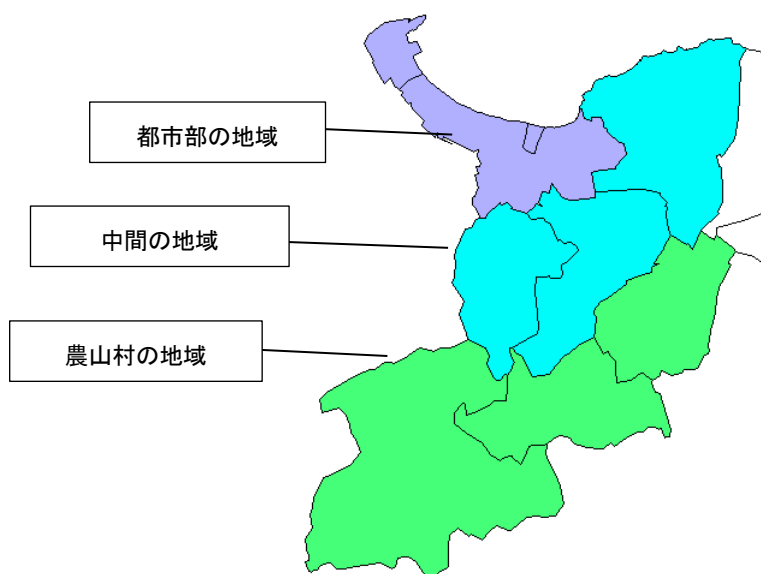
比率 \ 基準	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—

第4節 構成市町村の地域指定の状況

圏域の海岸部に位置する米子市を中心とした都市部の地域と、中国山地に位置し、農山村に関する地域指定を受けている町があり、地域指定の状況は圏域の中でも大きく異なっています。

また、これらの地域の間中に位置する町もあり、変化に富んだ圏域といえます。

区分 市町村	過疎地域	農村地域 工業導入地区	振興山村	辺地	特定 農山村地域	地方拠点 都市地域
米子市						○
境港市						○
日吉津村						○
大山町	○	○	○ (旧大山町)	○		○ (旧大山町)
南部町		○	○	○	○ (旧西伯町)	○
伯耆町	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○
日南町	○		○	○	○	
日野町	○	○	○	○	○	
江府町	○	○	○	○	○	



○ 過疎地域

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。（過疎地域自立促進特別措置法）

○ 農村地域工業導入地区

農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。（農村地域工業等導入促進法）

○ 振興山村

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。（山村振興法）

○ 辺地

辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律）

○ 特定農山村地域

特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

○ 地方拠点都市地域

地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）

第3章 共同処理事業計画

構成市町村では、人口減少、厳しい財政状況等が今後も続く想定されています。この章では、このような状況を踏まえて、組合の共同処理事業の計画を定めます。

第1節 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること

【これまでの取組】

本組合は、本圏域が昭和46年7月に「鳥取県西部広域市町村圏」の圏域設定を受けたことにより、昭和47年6月に設立されました。その後、第1次及び第2次の広域市町村圏計画を策定し、圏域を一体とした広域的かつ総合的な行政の推進を図ってきました。

また、平成7年10月には「ふるさと市町村圏」の選定を受け、鳥取県西部ふるさと市町村圏計画を策定し、従来の広域市町村圏計画を継承しながら、様々な社会経済環境の変化に柔軟に対応した、圏域の更なる創造的・一体的な振興事業を進めてきました。

このような中、平成20年12月の総務省通知により、広域市町村圏及びふるさと市町村圏の各要綱は、平成21年3月末をもって廃止されることとなり、今後の広域施策は関係市町村の自主的な協議により取組むこととなりました。

本組合では、広域振興に係る新たな取り組みとして、平成23年度に「鳥取県西部広域市町村圏計画」を策定し、本組合における中長期的な事業指針・施策を示すこととしました。

これまで、第1次の鳥取県西部広域市町村圏計画として、平成24年度から28年度までの計画を策定し、組合施策を推進しています。

【計画期間の取組】

平成28年度に策定した基本計画で定めた方針に基づき、毎年度向こう3年間の計画期間とした実施計画を策定し、事業の予定内容や事業費を示すとともに、前年度実績を示すことで実施状況についても明示してきました。

【現状と課題】

鳥取県西部広域市町村圏計画は、基本計画で共同処理事務の事業指針・施策を示し、実施計画は向こう3年間の事業内容、事業費等の見直しを示してきましたが、本見直しにおいて、実施計画は今後10年間の計画するものとし、より長期のスパンでの実施計画及び財政負担について示すこととしました。

計画の策定及び中間見直しを行い、組合施策の方向性や事務の現状・課題等について、構成市町村と本組合の間で共有し、今後の施策に反映させる必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 計画に記載した施策等については、構成市町村との協議を踏まえ事業化します。
- (2) 実施計画に計上する投資的事業は、事業年度の調整等を行い、年度間の構成市町村負担額の平準化を図ります。
- (3) 計画期間終了後、課題に対する施策の取組状況等について検証を行います。

第2節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること（施設の運転管理）

【これまでの取組】

昭和48年8月から米子市陰田町に中海処理場を設置し、本圏域内の不燃ごみの処理を始め、その後、昭和64年1月から岸本中間処理場を供用開始し、さらに、平成9年4月に容器包装リサイクル法の施行にあわせ、資源回収を目的とした不燃物中間処理施設「リサイクルプラザ」を供用開始しました。

平成16年4月には、灰溶融処理施設「エコスラグセンター」を供用開始し、ごみ焼却施設から排出される焼却残渣に含まれるダイオキシン類の削減及びリサイクル施設からの不燃残渣の減容化を図ってきましたが、平成28年度以降の可燃ごみの集約処理に伴い、焼却残渣の搬入量が大幅に減少することが想定されることから、平成28年2月をもって稼働を停止しました。

最終処分場については、本組合の全面委託方式による民間の最終処分場で埋立処理を行うこととし、昭和64年1月から米子市淀江町地内で処理を始め、その後、平成5年9月から隣接地に「第2最終処分場」を建設し、現在に至っています。

【計画期間の取組】

リサイクルプラザでは、施設の老朽化対策、ごみ減量に伴う設備能力の適正化及び次期施設の供用開始（令和14年度）までの期間の安定稼働を図ることを目的とし、平成25年度から平成29年度（平成28年度を除く）の4か年で主要設備の基幹改良工事を行いました。

稼働停止としているエコスラグセンター（旧灰溶融施設）については、プラスチック選別処理事業*を予定していましたが、再検証により事業は中止となり、平成31年4月から次期施設の供用開始（令和14年度）までの期間、不燃物残渣の処分は埋立処分と外部処理（焼却処理）を併用し、既存の最終処分場の延命化を行っています。

※エコスラグセンターを機能転換し、プラスチック類選別施設を整備する事業

【現状と課題】

1 リサイクルプラザ（不燃物中間処理施設）

次期施設の供用開始（令和14年度）まで、経費の節減に努めながら安定稼働を図る必要があることから、残りの稼働期間を考慮した補修を適切に行うほか、増加している不適物の混入への対応として構成市町村と連携していく必要があります。

2 最終処分場

平成28年の一部市町村の可燃ごみ集約処理等によるエコスラグセンターの稼働停止により、埋立対象物が増加したことに伴い、次期施設の供用開始（令和14年度）まで埋立年限を延命するよう、一部の埋立については外部委託を行っています。

浸出水の処理施設については、浸出水中の塩類（塩化物イオン）濃度が上昇しており、現在の浸出水処理施設（RO膜処理施設）を整備した際に、将来整備する施設とし

た濃縮水処理施設の設置に向け事務を進めるほか、既存の機械、電気設備等の老朽化も懸念されることから、計画的な維持管理について設置業者と協議を行う必要があります。

また、平成5年度に埋立が完了した第1最終処分場は、維持管理を継続していますが、埋立完了から20年以上経過しており、設置業者と閉鎖へ向けた協議を進める必要があります。

【今後の方針と施策】

1 リサイクルプラザ（不燃物中間処理施設）

- (1) 日常点検により設備の劣化・損耗等の状況を把握したうえで、補修の優先順位付けを行い適切な維持管理に努めます。
- (2) 施設の残りの稼働年数が10年余りであることから、経費を可能な限り削減しながら、令和13年度までの安定稼働を図ります。

2 最終処分場

- (1) 第2最終処分場については、設置業者に適切な維持管理を指示するとともに、埋立量を適切に管理し、埋立年限の延命化に努めます。
- (2) 浸出水の処理については、濃縮水処理施設の設置に向け事務を進めます。
- (3) 既存の機械、電気設備等の老朽化対策については、計画的な維持管理及び補修・更新を行うよう設置業者と調整し安定稼働を図ります。
- (4) 第1最終処分場については、設置業者と調整の上、閉鎖へ向け協議を進めます。

【資料】見直し案

1 リサイクルプラザ搬入状況

(単位：t、%)

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	H31	R2
処理対象ごみ搬入量 (t)	4,869	4,715	4,812	4,676	4,957
処理対象ごみ資源化率 (%)	42.90	44.74	43.76	42.61	45.32
再生用資源ごみ(古紙)回収量 (t)	4,981	4,142	3,596	2,924	2,708

2 最終処分場処分状況

(単位：t、m³)

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	H31	R02
搬 入 量 (t)	5,332	4,251	3,782	2,753	2,878
埋 立 量 (m ³)	6,169	6,375	5,314	4,256	3,994
残 余 容 量 (m ³)	108,497	102,122	96,808	92,552	88,558

第3節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること（新施設整備計画）

【これまでの取組】

平成24年7月に設置した「エコスラグセンター及び最終処分場のあり方検討会」において、今後のエコスラグセンター及び最終処分場のあり方に係る検討結果を平成26年1月に取りまとめました。

その結果、エコスラグセンターについては、平成28年度から一部市町村が米子市クリーンセンターにおいて委託処理を行うことに伴い、搬入される処理対象物量が大幅に減少し、費用対効果が低下することから、平成28年2月で当該施設の運転を停止するとともに、施設を機能転換し、不燃残渣に含まれるプラスチック類を資源回収する施設（プラスチック選別処理施設）を整備することとなりました。

【計画期間の取組】

1 プラスチック選別処理施設の整備（中止決定）

平成28年2月に稼働を停止したエコスラグセンターについては、プラスチック選別処理施設として整備する方針としていましたが、事業見通しが立たないこと、プラスチック残渣量の減少やRPF製品（プラスチックを原料とした固形燃料）の取引単価が想定を下回ったこと、またプラスチック残渣の処理を外部委託とした方が効率的であることから、平成30年8月に方針を改め、プラスチック選別処理施設としての整備は中止することとしました。

【現状と課題】

1 プラスチック選別処理施設の整備

中止

2 次期最終処分場の整備

第11節「ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること」において記載

3 不燃ごみ処理施設（一元化施設）の整備

第11節「ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること」において記載

【今後の方針と施策】

1 旧エコスラグセンターの解体

プラスチック選別処理施設整備事業が中止となったことから、旧エコスラグセンターについては解体する方針とします。

なお、施設で使用していた特殊車両は構成市町村において有効利用を図ることとします。

第4節 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組】

昭和49年7月に老人休養ホーム「うなばら荘」を設置し、高齢者等の健全な保養休暇施設として運営してきました。その後、平成6年11月には全面改築を行い、平成10年7月には使用料の改定を実施し、施設や利用状況に応じた運営を行っています。

平成18年度からは指定管理者制度を導入し、高齢者はもとより、幅広く一般の利用者の福祉向上を図るべく運営していますが、施設の老朽化が進行していることから、平成24年度に「うなばら荘のあり方検討会」を設置し、将来的な施設のあり方を検討した結果、施設自体は十分利用できるものであること、老人休養施設としての役割を果たしていることから、平成27年度から令和6年度までの10年間は現状のまま継続して運営することとしました。

【計画期間の取組】

高齢者福祉施策が大きく変化する中で、構成市町村においても高齢者福祉施策としての老人休養ホームの位置づけが薄くなってきており、共同処理事務としての必要性が低下していること、また利用者数の減少も顕著であり、今後の施設の改修等に必要となる経費の負担を考慮し、うなばら荘による老人休養ホームの運営は令和3年度末をもって終了することとしました。

施設の今後の利活用策を検討するため、うなばら荘の有する温泉資源や土地・建物などの民間事業者による有効活用の可能性について把握するため、令和2年6月から9月の期間でサウンディング型市場調査を行い、複数事業者から地域経済の活性化に寄与すると期待される提案があり、民間事業者への譲渡の方向性を判断できる結果を得ることができました。

【現状と課題】

- (1) 現在の指定管理者の指定期間である令和4年3月31日まで、老人休養ホームとして継続して施設運営を行います。
- (2) 共同処理事務の廃止に関する組合規約の変更を経て、うなばら荘条例の廃止、加えて基金等の財産処分を行う必要があります。
- (3) 施設運営を終了した後の施設の譲渡に向け、不動産鑑定などの準備事務を進めるとともに、譲渡先となる事業者の選定についてはプロポーザル方式によることとし、地域経済への寄与、また事業者の健全性、安定性、提案事業の継続可能性などを配慮して選定を行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 用途廃止後のうなばら荘の施設等譲渡先として、民間事業者を公募型プロポーザルの方式により募集し適切に選定します。

【資料】

うなばら荘利用者数

(単位：人)

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	R 元	R2
老人利用者数	21,944	12,615	14,832	15,673	3,684
一般利用者数	9,058	15,777	11,513	10,888	4,290
合 計	31,002	28,392	26,345	26,561	7,974

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大幅に減少

第5節 消防事務に関すること

【これまでの取組】

昭和51年5月に本組合に消防本部を組織し、同年10月に組合全域を対象とした常備消防の運用を開始しました。その後、昭和57年4月に機構改革を実施して、現在の4消防署6出張所の体制を整備し、また、平成5年4月には消防局庁舎を供用開始したことをもって、現機構による消防・救急体制を確立しました。

これまでの間、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車などの消防救急車両を順次整備し、平成2年4月に特別救助隊、平成5年1月からは救急救命士を配置し、また平成21年11月に高度救助隊を発足させ、消防力の強化を図るとともに、消防救急無線のデジタル化及び指令システムの高機能化の推進するなど圏域の安心安全の向上に努めています。

火災予防体制については、防火対象物等への立入検査及び防火指導の強化に努め、また、住宅用火災警報器の設置促進などの火災予防の啓発・促進を図り、地域の防火安全体制を充実させてきました。

大規模災害への対応については、鳥取県内、宍道湖・中海圏・大山圏域及び隣接消防本部との消防相互応援協定に基づく消防相互応援体制を充実させ連携を強化するとともに、阪神淡路大震災を契機とした緊急消防援助隊の整備及び平成22年4月には国際消防救助隊員編成協力市町村への登録により大規模災害発生時の応援体制の強化を図りました。また、災害応援の実績としては、緊急消防援助隊として平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月豪雨（広島市）において被災地での救助活動を実施しました。

【計画期間の取組】

火災予防対策として、住宅用火災警報器設置・維持管理の継続的な普及啓発と令和元年度からは消防法改正に伴う、小規模飲食店の立入検査を実施しています。

また、平成29年6月に米子消防署皆生出張所を移転新築し、鳥取県西部圏域における全ての特殊災害事案に出動する高度救助隊の重要拠点としました。加えて、災害対応体制強化のため、令和2年7月に総務省消防庁の無償使用により重機及び重機搬送車を配置したほか、車両については計画的に救急車、ポンプ車等の更新を行うとともに、梯子車のオーバーホールを実施し災害対応に万全を期す体制をとっています。

119番通報システムとしては平成29年度に「119番の多言語通訳システム」を導入し、外国人観光客や労働者の方等、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの119番通報及び災害現場での対応が19か国語に対応が可能となったほか、令和元年度には「Net119緊急通報システム」を導入し、聴覚・言語障がいのある方からの119番通報を効果的に行えるようシステム整備を行いました。

【現状と課題】

1 消防力の整備

圏域の安心安全を守るため、消防救急車両や通信指令体制の強化を図り、また、消防庁舎の長寿命化を図るため消防施設の大規模改修等を行う必要があることから消防力等整備5ヶ年計画（第8次：令和5年度～9年度）を令和3年度に策定し、車両や施設等の具体的な整備時期を明らかにする必要があります。

(1) 消防施設の整備等

広域消防発足時に建設した消防施設は、増改築を繰り返しながら築後40年以上が経過していることから、消防施設の長寿命化のため令和元年8月に策定した公共施設等総合管理計画及び令和3年2月に策定した消防施設個別施設計画に基づき、改修等を実施するとともに、女性職員に対する職場環境についても、計画的に整備する必要があります。

(2) 車両及び資機材

常に最善な災害対応体制維持のため、消防力の整備指針に基づき、計画的な更新・整備が必要です。

(3) 消防救急無線・指令システム整備

出動体制の迅速性、正確性の確保には、通信指令設備の定期的な更新と適切なメンテナンスが必要であり、通常10年程度とされる更新間隔の維持が重要となります。

2 職員研修等の充実

大量退職に伴い、消防吏員の多くが若年層となっていることから、若年層を対象とした教育訓練の充実及び幹部職員や階層別の研修体制の充実が必要となります。

3 火災予防対策の推進

西部管内では約8,000件の防火対象物があり、これらに対し火災危険や違反状況等から緊急度及び優先度を考慮して効果的な立入検査を実施する必要があります。

また、重大な消防法令違反に対しては、早期に厳正な違反是正を推進することが必要です。

住宅防火対策では、住宅用火災警報器の設置が既存住宅にも義務化されてから10年が経過し、地域住民に対して点検や電池切れ等による交換など維持管理の推進が必要です。

4 資格取得の推進

災害活動に必要な車両や機械器具の運転・操作資格については、計画的に取得を進める必要があります。

5 救急救助体制の強化

超高齢化社会を迎え、年々増加する救急需要と心肺停止患者の更なる救命率向上に向け、救急救命士を核とする救急隊員の能力向上に努め、救急活動の高度化と効率化を図ることにより、更なる病院前救護体制の充実を図る必要があります。

また、通常の救助事案や多発する自然災害に対応するため、高度な教育訓練を受け、

救助技術の向上を図るとともに資機材を整備する必要があります。

6 大規模災害への備え

緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱により整備した資機材については、老朽化による能力低下が懸念されており、必要時に確実な能力を発揮させる必要があることから、計画的な更新整備を進める必要があります。

7 他機関との連携

従前から、隣接する地域の消防本部との相互応援協定を締結しており、継続した相互応援体制の整備、連携強化を図るとともに、消防団をはじめ、県、市町村、自衛隊、海上保安庁、警察、医療機関などとの連携を深め、総合的に地域の防災力を向上させる必要があります。

8 感染防止対策の強化

世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、不特定の傷病者と接する救急隊員の感染防止対策の強化は喫緊の課題として対応する必要があります。

【今後の方針と施策】

圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して生活できる地域づくりを推進するためには、消防力の充実強化、火災予防施策の推進、地域連携が重要となります。

消防局では、消防関係法令、消防力の整備指針、組合関係条例等に基づき、関係機関との一層の連携を図りつつ、次の事業及び施策を推進します。

1 消防力の充実強化

- (1) 火災予防体制の充実強化
- (2) 災害即応体制の充実強化
- (3) 救急救命士の育成体制の充実強化
- (4) 救急救助業務の高度化

2 消防施設及び資機材の更新整備

- (1) 消防車両、資機材等の計画的更新整備
- (2) 消防救急デジタル無線及び指令システムの計画的更新整備
- (3) 消防施設の計画的な改修及び機能強化工事等による整備

3 火災予防施策の推進

- (1) 防火対象物の火災予防の推進
- (2) 住宅用火災警報器の設置・維持管理による住宅防火対策の推進
- (3) 予防技術資格者認定制度を活用した予防技術の向上

4 大規模災害等への対応

- (1) 関係機関との一層の連携強化及び協力体制の充実
- (2) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の整備
- (3) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染防止対策の強化のための、感染防止資機材及び装備の更新整備

5 人材育成

- (1) 幹部職員の育成及び階層別教育の充実
- (2) 災害活動に必要な資格取得の推進

【資料】

1 防火対象物等の施設数と立入検査実績 (単位：件)

年度等 区分	H28		H29		H30		R1		R2	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
防火対象物	7,889	830	7,994	983	8,062	1,335	8,190	901	8,316	673
危険物施設	1,172	157	1,151	206	1,125	264	1,105	195	1,098	137

2 職員配置及び車両配置状況 (単位：人、台)

区分	職員配置 (人)	車 両 配 置 (台)															
		消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防自動車	梯子付消防自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指揮車	支援車・水難支援車	連絡車・機動連絡車	広報車	資機材搬送車	作業車	人員輸送車	重機搬送車	ボートトレーラー	査察車
消防局	46					2	1	1	2	2		1	1	1		4	15
米子消防署	57	4	1	1	1	2	1			2	1					2	14
皆生出張所	27	1	1		1	1				1							6
南部出張所	14	2				1				1							4
伯耆出張所	14	1	1			1				1							4
境港消防署	44	2	1	2	1	2	1	1		1					1		12
弓浜出張所	14	2				1				1							4
大山消防署	28	1	1			1	1			1							5
中山出張所	14	2				1				1							4
江府消防署	28	1	1			1	1	1		1							6
生山出張所	14	2				1				1							4
合計	300	18	4	3	3	3	14	5	2	2	13	1	1	1	1	6	78

※令和3年4月1日現在

3 年別災害件数

(単位：件)

区分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2
火災件数	118	89	119	112	77
救急件数	10,654	10,961	11,702	11,624	10,544
救助件数	154	158	148	159	135
警戒件数	1,292	1,170	1,202	1,298	1,180

4 年別通報件数

(単位：件)

区分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2
固定・IP 電話	9,069	9,047	9,329	8,905	7,882
携帯電話	5,296	5,448	6,304	6,674	6,443
合計	14,365	14,495	15,633	15,579	14,325

第6節 病院群輪番制病院に関すること

【これまでの取組】

本組合においては、昭和57年度から圏域の夜間及び休日における二次救急医療を必要とする中等の救急患者や小児救急患者の医療を確保するため、輪番制に参加する病院に対して補助金を交付しています。

当初は、「病院群輪番制病院運営事業」のみでしたが、その後、昭和59年度から「病院群輪番制病院施設整備事業」と「病院群輪番制病院設備整備事業」を実施しており、さらに平成11年度から「病院群輪番制病院小児救急医療支援事業」を実施しています。

【計画期間の取組】

西部圏域においては二次救急医療機関である8病院により、休日・夜間の輪番制が実施されており、この運営を支援するため、当番日に応じて病院群輪番制病院運営事業補助金を交付しました。

また、小児救急に対応する輪番制病院に対しては、病院群輪番制病院小児救急医療支援事業により、休日・夜間の小児救急患者の診療に要する経費に対し、助成を行ってきました。

病院群輪番制病院設備整備事業では、急性期医療に必要となる設備に対し、国・県と協調して補助金を交付し、人工呼吸器、超音波診断装置、X線装置等の医療機器の整備促進を図りました。

【現状と課題】

1 病院群輪番制病院運営事業

圏域の二次救急医療体制として、休日・夜間における入院治療等を必要とする中等の救急患者に対応するため、西部圏域内の病院が共同連帯して、現在8病院により交替制で病院群輪番制が実施されています。

しかしながら、「鳥取県保健医療計画（平成30年策定・令和3年改定）」によると、休日・夜間の勤務は医療従事者にとって負担が大きいかかわらず、救急搬送人員は増加傾向でニーズも多様化しており、救急医療に対応できる医療従事者の更なる確保が必要とされている状況です。病院群輪番制の運営を支えるため、今後も継続して診療に要する経費の補助を行う必要があります。

2 病院群輪番制病院施設整備事業・病院群輪番制病院設備整備事業

輪番制病院の私立病院を対象として、急性期医療に必要となる施設や設備等の拡充を図るため、補助金を交付する事業で、補助金の交付にあたっては、事業計画の申請前（計画案の策定）から、当該病院が所在する構成市町村及び鳥取県と十分に連携を図っていく必要があります。

3 病院群輪番制病院小児救急医療支援事業

小児二次救急病院は現在2病院となっており、このうち一部の病院が、休日・夜間における輪番制により小児救急体制に対応していますが、小児科の救急外来は時期によって過密な状態になるなどの課題があり、医師確保等による継続した医療体制の充実が求められています。小児医療の輪番制病院を支援するため、今後も継続して診療に要する経費の補助を行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 鳥取県西部医師会や医療機関、構成市町村と連携し、西部圏域内の住民が、二次救急医療を十分に受けられるよう、体制の充実を図ります。
- (2) 病院群輪番制病院運営事業の補助金額については、西部圏域における二次救急医療体制を今後とも確保・維持していくために、事業の効果を勘案しながら、関係機関と協議を行います。

【資料】

医療機関別の各輪番制当番日数

(単位：日)

年 度	H28		H29		H30		R1		R2	
	運営	小児	運営	小児	運営	小児	運営	小児	運営	小児
	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数
博愛病院	112	2	110	2	118	1	111	3	108	-
高島病院	106	-	109	-	105	-	110	-	109	-
山陰労災病院	108	12	108	11	108	15	108	15	108	13
米子医療センター	109	105	108	57	106	55	112	55	110	56
境港総合病院	106	-	109	-	105	-	110	-	109	-
西伯病院	109	-	108	-	106	-	108	-	108	-
日南病院	108	-	108	-	108	-	108	-	108	-
日野病院	112	-	110	-	118	-	115	-	110	-
合 計	870	119	870	70	874	71	882	73	870	69

※表中「運営」とあるのは、運営補助事業により輪番制で当番した日数
「小児」は、小児救急医療支援事業により輪番制で当番した日数

第7節 火葬場の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組】

本組合の火葬場である「桜の苑」は、環境衛生思想の普及による火葬件数の増加に伴って米子市斎場が手狭になったことにより、同施設の敷地内に、環境に配慮した火葬炉を備えた本組合の施設として整備し、平成3年4月に供用を開始しました。

開苑以来、来苑された皆様に心安らげる施設としてご利用いただけるよう、適切な管理運営に努めています。

【計画期間の取組】

建築物及び関連設備は、平成3年の設置から30年近くが経過し老朽化が進んでいたことから、令和2年度に大規模改修工事を実施し、あわせて待合室の改修、多目的トイレの設置及びバリアフリー化工事を行いました。また、概ね10年から15年の間隔で大規模な改修が必要となる火葬炉設備は、平成29年度、30年度に改修を実施しました。

火葬場使用料は、平成8年の改定以来、20年間据え置かれたままとなっていたことから、平成29年4月1日から改定を行いました。

施設の運営方法の見直しについては、予約システムを令和3年3月から導入し、インターネット上での予約確認ができるようになったことで、市町村窓口における手続きの迅速化が図られ、住民サービス及び利便性の向上に寄与しました。また、令和3年4月からは指定管理者制度を導入し効率的な管理運営を行っています。

なお、令和2年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、施設利用の際の入場人数の制限を設ける等の感染拡大防止対策を図るとともに、感染症で亡くなられた方の火葬については、通常の火葬と重複しない時間設定や防護服の着用等により対応することを決めました。

【現状と課題】

- (1) 今後の火葬需要を勘案した上で、受け入れ態勢や火葬炉の改修等を検討する必要があります。
- (2) 平成29年に改定を行った火葬場使用料について、状況を踏まえながら、必要に応じて見直しの検討を行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 火葬需要に応じた施設改修及び適切な維持管理を行い、施設の安定稼働を図ります。
- (2) 今後の社会経済状況及び近隣の火葬場利用料金の動向を踏まえ、定期的に適正な火葬場使用料を検証するとともに、必要な見直しを行います。

【資料】

桜の苑利用件数

(単位：件)

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	R1	R2
死 体 等 (圏 域 内)	2,671	2,587	2,560	2,714	2,579
死 体 等 (圏 域 外)	51	44	46	41	38
合 計	2,722	2,631	2,606	2,755	2,617

※「死体等」とは、死体、死産、改葬遺骸のこと

第8節 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること

【これまでの取組】

平成12年4月の介護保険法の施行と同時に、介護認定審査会において要介護認定及び要支援認定の審査、判定を行っています。

当初は、米子、境港、汗入、南部、日野の各支部において審査会を開催していましたが、事務の効率化等の理由により、平成13年度から統合して審査、判定しています。

【計画期間の取組】

介護認定審査会については、16合議体[※]を最大週8回開催することにより順調に審査判定（二次判定）を実施しました。

[※] 合議体とは、介護認定審査会において実際に審査・判定を行う組織であり、委員定数6人以内で構成する。

【現状と課題】

介護保険制度は改正が頻繁に行われるため、審査会委員の知識の習得、習熟や制度切り替え時における構成市町村との連携の強化が必要となっています。

また、高齢化の進展に伴い、要介護認定申請者数の増加が見込まれますが、一方では認定有効期間の延長に伴う更新申請件数の減少も見込まれ、これらの事情を勘案した上で、現状の16合議体での対応が困難となれば、合議体数を増やすなどの検討を行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 構成市町村が実施する認定調査との連携、並びに迅速な審査判定を行うための審査委員の研修等を通じ判断基準の平準化及び共有化を図り、適正に審査会を運営します。
- (2) 制度改正に的確に対応するよう、構成市町村との連携を図ります。
- (3) 適正な介護認定審査会運営のため、恒常的に当該審査会委員を確保します。

【資料】

介護認定審査会

(単位：件、回)

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	R1	R2
審査判定件数	13,422	11,127	13,243	11,185	9,722
合議体開催回数	321	274	323	291	248
平均審査件数	41.8	40.6	41.0	40.6	39.2

第9節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること

【これまでの取組】

平成18年4月から障害者自立支援法の施行にあわせ、障害程度区分審査・判定業務を本組合の共同処理事務とし、同年6月から事務を開始しました。

【計画期間の取組】

障害認定審査会については、2合議体（平成30年度、令和3年度は審査件数増に対応するため3合議体）により開催し順調に審査判定（二次判定）を行いました。

【現状と課題】

障害認定審査会委員については、身体障害、知的障害、精神障害、難病等のバランスを考慮しながら医療・保健・福祉に関する各分野の学識経験者により、認定審査事務の公平性、公正性を確保しており、適正かつ迅速な認定審査を行うよう、恒常的な委員確保が必要です。

【今後の方針と施策】

- (1) 構成市町村が実施する認定調査との連携、並びに迅速な審査判定を行うための審査委員の研修等を通じた判断基準の平準化及び共有化を図り、適正に審査会を運営します。
- (2) 適正な障害認定審査会運営のため、恒常的に当該審査会委員を確保します。

【資料】

障害認定審査会

(単位：件、回)

年 度 区 分	H28	H29	H30	R1	R2
審査判定件数	531	504	781	610	573
合議体開催回数	26	25	40	26	26
平均審査件数	20.4	20.2	19.5	23.5	22.0

第10節 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組】

この事務は、平成16年4月に米子市ほか9か町村衛生施設組合(昭和40年2月設立)が本組合に統合されたことから、本組合の共同処理事務となり、「白浜浄化場」と「米子浄化場」の2つのし尿処理場を設置しています。

両施設は、廃棄物処理法の改正に伴う排水基準の強化及び施設の老朽化から、旧施設を現在地において更新し、平成3年3月に供用を開始しており、これまで各家庭、事業所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

【計画期間の取組】

白浜・米子両浄化場の処理対象物は、公共下水道などの普及により毎年減少していることから、平成26年度に設置した西部広域浄化場のあり方検討会において、令和2年4月から米子浄化場に施設を統合し、その後、令和15年度を目途に隣接する米子市下水道施設への連携により、下水道との一体処理を行うこととする検討結果をとりまとめました。

また、米子浄化場へ統合した白浜浄化場は、令和2年7月に稼働を停止し、既存の建物を含めた跡地利用の方策について調査、検討を進め、令和2年11月に民間譲渡の可能性を把握することを目的にサウンディング型市場調査を実施し、民間譲渡の可能性を確認しています。

【現状と課題】

- (1) 米子浄化場は、主要機器の定期的な補修を行っていますが、稼働から30年が経過しており、施設設備全体の老朽化が進んでいます。
- (2) 稼働停止した白浜浄化場については、民間への譲渡を適切に行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 米子浄化場は、令和15年度を目途とした米子市下水道施設との連携までの間、施設設備の合理的かつ計画的な補修により、処理機能の維持を図ります。
- (2) 白浜浄化場は、不動産調査等を実施したうえで民間譲渡に向けた事務を進めます。

【資料】

し尿処理状況

(単位：kℓ、%)

区 分		年 度				
		H28	H29	H30	R1	R2
白 浜 浄化場	処 理 量	12,557	12,134	12,468	11,945	—
	処理能力に対する平均処理量の割合 (※)	43.0	41.6	42.7	40.9	—
米 子 浄化場	処 理 量	29,564	28,931	28,923	28,219	39,865
	処理能力に対する平均処理量の割合 (※)	55.9	54.7	54.6	53.3	75.3

※ (処理量÷365日) ÷計画処理能力 (白浜浄化場 80 kℓ/日、米子浄化場 145 kℓ/日) で算出

第 1 1 節 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組】

可燃ごみの処理については、「ごみ処理施設の広域化計画について（平成 9 年 5 月厚生省通知）」に基づき、平成 1 0 年 3 月に鳥取県において「ごみ処理の広域化計画」が策定され、県内を東中西部ブロックに分割し広域化を推進することとなりました。

西部ブロックにおいては平成 1 2 年から本組合が広域化を推進する主体となり、平成 1 3 年度に「可燃ごみ処理広域化基本計画」を策定し、中期計画として平成 2 3 年度に、長期計画として令和 1 4 年度にそれぞれ新施設を整備する計画としました。

しかしながら、平成 2 3 年度の稼働を予定した可燃ごみ処理施設については、平成 1 8 年 1 月に構成市町村の財政状況の悪化を理由に計画を凍結し、老朽化した施設の対策として平成 2 7 年度末までは一部の市町村の可燃ごみを米子市クリーンセンターにおいて暫定処理することとなりました。

その後、平成 2 8 年度以降は境港市、日吉津村及び大山町の一部の可燃ごみを米子市で委託処理することとなった一方で、委託処理を行わない 6 町の可燃ごみは、令和 1 3 年度までの間、既存施設での処理を継続することとなりました。

【計画期間の取組】

「可燃ごみ処理広域化基本計画」の長期計画に基づき、令和 1 4 年度の稼働を目標とする次期一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設）の整備に向けた事務を推進するため、平成 3 0 年 4 月に「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会」を設置し、以下の取組みを進めました。

① ごみ処理の広域化の推進及び一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定

近隣の先進地の視察や最新のごみ処理施設の情報収集を行いながら、次期一般廃棄物処理施設の整備に係る基本理念を定めました。

<基本理念>	施設整備の基本となる考え方
I	将来に向かって持続可能な廃棄物処理体制の構築に向けて、構成市町村の全てが参画できる広域処理体制を目指す。
II	最終処分場を含めたごみ処理施設の整備及び管理運営は、直営を基本とする。ただし、民間処理が有効な部分は、活用を検討する。

その後、令和 2 年 3 月に次期一般廃棄物処理施設の整備に係る一般廃棄物処理施設整備基本構想が概成しました。

この構想を踏まえ、次期一般廃棄物処理施設における処理を実施する市町村について、あらためて構成市町村と協議し、令和 2 年 1 0 月に西部圏域の全市町村が参画することとなりました。

また、一般廃棄物処理施設整備基本構想は令和3年5月から6月にかけてパブリックコメントを実施したところです。

② 推進体制の整備

一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定、次期一般廃棄物処理施設の整備事業の実施に向けて、令和3年4月に組織機構を改正し、ごみ処理施設整備課を設置しました。

【現状と課題】

パブリックコメントの結果を踏まえた一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定した後、次期一般廃棄物処理施設の建設に向けた用地選定に着手します。令和14年度を次期一般廃棄物処理施設の稼働目標としていることから、用地の選定と取得、また設計などの事務を円滑に進める必要があります。

【今後の方針と施策】

令和14年度の稼働に向け、次に掲げる事務を実施します。

① 建設用地の選定

用地の選定にあたっては、用地選定委員会を設置し、多角的な視点から候補地の選定を行います。

また、選定した候補地については、周辺住民と地権者の皆様のご理解を得るよう十分に説明を行います。

② 処理対象物の協議

国の動向やごみ処理の技術などを踏まえ、次期一般廃棄物処理施設の処理対象物について構成市町村と協議し、必要に応じて分別収集に関する協議を行います。

③ 施設基本設計の策定

処理対象物、ごみ量等を決定し、次期一般廃棄物処理施設の整備に係る具体的な計画を策定します。

④ 環境影響評価の実施

次期一般廃棄物処理施設が環境に与える影響を調査し、必要に応じ計画の改善・見直しを行います。

第12節 県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により処理されることとされた事務に関すること

【これまでの取組】

平成13年4月から鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により、市町村が処理することとされた火薬類取締法に基づく諸事務及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を収受する事務を消防局において処理しています。

【計画期間の取組】

火薬類及び煙火の消費場所に対して、立入検査を行い安全管理体制や危害防止等の指導を実施しました。

【現状と課題】

鳥取県から権限移譲された主な事務は、火薬類については、火薬の譲り受け、譲り渡し、消費許可、火薬庫外貯蔵庫指示申請等に関する事務及び火薬の消費場所への立ち入り検査等です。また、液化石油ガスについては、設備工事に関する事務等です。

火薬類、特に煙火の消費においては、これまでも事故が発生していることから、事故を未然に防ぐため、更なる安全管理体制の充実を図る必要があります。

【今後の方針と施策】

火薬類の消費に関する許可事務において、許可段階での危険性排除の指導徹底及び立入検査等での危険性排除等の取組みを推進するため、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

【資料】

権限移譲事務処理状況

(単位：件)

区 分		年 度				
		H28	H29	H30	R1	R2
火薬類取 締法 関係	火薬類の譲渡、譲受、 消費等の許可	66	62	59	63	25
	立入検査等	79	78	75	72	21
液化石油ガ ス法関係	液化石油ガス設備工事 届受理	7	16	17	10	23

参考資料

共同処理事務

市 町 村 共同処理事務 (規約別表より)	米 子 市	境 港 市	日 吉 津 村	大 山 町	南 部 町	伯 耆 町	日 南 町	日 野 町	江 府 町	自 治 体 数
1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び連絡調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
2 不燃物処理施設の設置及び管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
3 広域福祉センター（うなばら荘）の設置及び管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
4 消防事務（消防団、水利を除く。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
5 病院群輪番制病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
6 火葬場の設置及び管理運営	○	—	○	○	○	○	○	○	○	8
7 介護保険法に基づく審査及び判定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
8 障害者総合支援法に基づく審査及び判定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
9 し尿処理場の設置及び管理運営	○	—	○	○	○	○	—	—	—	5
10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
11 鳥取県からの権限移譲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9

※3 広域福祉センター（うなばら荘）の設置及び管理運営は令和4年4月1日廃止

鳥取県西部広域行政管理組合同規約（令和3年7月1日現在）

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市町村）

第2条 組合は、次の市町村をもつて組織する。

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、別表に掲げる事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、米子市に置く。

第2章 組合の議会

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は16人とし、組合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）ごとに、次の区分により選出する。

米子市 7人 境港市 2人 日吉津村 1人 大山町 1人 南部町 1人

伯耆町 1人 日南町 1人 日野町 1人 江府町 1人

2 組合議員は、関係市町村の議会においてその議会の議員のうちから選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市町村の議会において補充しなければならない。

（議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

（特別議決）

第7条の2 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 執行機関

（管理者及び副管理者）

第8条 組合に管理者1人及び副管理者9人を置く。

2 管理者は、米子市長をもつてこれに充てる。

3 副管理者は、関係市町村の長（米子市長を除く。）及び米子市副市長をもつてこれに充てる。

（会計管理者）

第8条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、第10条に規定する職員のうちから管理者が命ずる。

（監査委員）

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任されるものにあつては組合議員の任期による。

（補助職員）

第10条 組合に管理者の補助機関である職員を置き、管理者がこれを任免する。

第4章 財務

（組合の経費の支弁の方法）

第11条 組合の経費は、関係市町村に対する分賦金、使用料及びその他の収入をもつて充てる。

2 前項の分賦金の負担割合は、組合の議会の議決により定める。

別表（第3条関係）

1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。

2 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。

4 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。

5 病院群輪番制病院に関すること。

6 火葬場の設置及び管理運営に関すること（境港市に係るものを除く。）。

7 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。

8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。

9 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること（境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものを除く。）。

10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。

11 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務

(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

(2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）に基づく事務

(3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務組合の沿革

昭和	46年	7月	鳥取県西部広域市町村圏の設定
		10月	鳥取県西部広域市町村圏協議会の設立
	47年	6月	鳥取県西部広域行政管理組合の設立
	48年	8月	不燃物処理施設「中海処理場」の業務開始
	49年	6月	鳥取県西部広域市町村圏協議会が解散し、同協議会の事務を継承
		7月	老人休養ホーム「うなばら荘」の営業開始
	50年	4月	西伯伝染病隔離病舎開設
		6月	境港伝染病隔離病舎開設
	51年	5月	消防業務開始
	57年	4月	病院群輪番制病院運営事業の業務開始
	60年	4月	視聴覚ライブラリーの業務開始
	64年	1月	不燃物処理施設「中海処理場」の廃止、「岸本中間処理場」の業務開始
平成	2年	11月	広域観光事業の業務開始
	3年	4月	火葬場「桜の苑」の業務開始
	7年	10月	鳥取県西部ふるさと市町村圏の選定を受ける
	9年	4月	不燃物処理施設「岸本中間処理場」の廃止、「リサイクルプラザ」の業務開始
	11年	3月	西伯伝染病隔離病舎及び境港伝染病隔離病舎廃止
		10月	介護保険法に基づく要介護認定審査・判定業務の開始
	13年	4月	県からの移譲事務の開始 火薬類の消費等に係る許可、液化石油ガス設備工事等の受理
	16年	4月	米子市ほか9か町村衛生施設組合と統合 (し尿処理業務の継承) 灰溶融施設「エコスラグセンター」の業務開始
	18年	6月	障害者自立支援法に基づく障害程度区分審査・判定業務の開始
	23年	3月	ふるさと市町村圏計画に関する事業の廃止 広域観光事業の廃止
	28年	2月	エコスラグセンターの稼働停止
	28年	3月	視聴覚ライブラリーの廃止
令和	2年	4月	白浜浄化場を用途廃止し、米子浄化場へ統合

各施設の概要

1 リサイクルプラザ

設置	平成9年4月1日
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物(不燃性廃棄物) ・ 再生用資源物(リターナブルビン、古紙)
処理設備	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備、資源ごみ処理設備、ペットボトル処理設備、古紙梱包設備
処理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備 24.5t/日(5H換算) ・ 資源ごみ処理設備 10t/日(5H換算) ・ ペットボトル処理設備 2.0t/日(5H換算) ・ ストックヤード棟(古紙圧縮梱包設備) 12.5t/日(5H換算)
目的及び推進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の減容化、再資源化の推進 ・ ごみ減量化、資源化へ向けての住民への普及啓発 ・ 廃棄物循環型社会構築のためのリサイクルの推進(施設見学会、再生工房、再生品の展示)
手数料	投入量10kgあたり178円

2 エコスラグセンター

平成28年2月運転停止

設置	平成16年4月1日
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃物残さ ・ ごみ焼却残さ ・ し尿汚泥焼却残さ ・ 公共下水道汚泥焼却残さ
処理設備	受入供給設備、前処理設備、溶融処理設備、スラグ冷却設備、熱回収設備、排ガス処理設備
処理能力	前処理設備39t/日(6時間運転) 溶融設備34t/日(17t/日×2炉、24時間運転)
処理方式	溶融方式:燃料式表面溶融方式 スラグ冷却方式:空冷方式
目的及び推進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立対象物量の減容化 ・ 焼却残さ中の重金属、ダイオキシン類の安定化及び削減 ・ 埋立対象物の無害化・資源化及び長期にわたる維持管理の効率化の確保

3 一般廃棄物第2最終処分場(民間施設)

設置	平成5年9月1日
埋立面積	31,825㎡
埋立容量	489,657㎡
埋立対象物	不燃物残さ、溶融固化物、ダスト固化物、土砂・ガレキ類
浸出水処理方式	浸出水 → 流量調整 → 生物処理 → 凝集沈澱処理 → 砂ろ過処理 → プレフィルター → RO装置 → 滅菌処理 → 放流
設置方式・運営	本組合に関する廃棄物のみを最終埋立処分する目的をもって、民間業者が設置・運営

4 うなばら荘

設置	昭和49年7月8日(平成6年11月28日全面改築オープン)
構造	鉄筋コンクリート造地上2階建
建物面積	2,999.30㎡
宿泊定員	88人
休憩定員	170人
宿泊料	1泊2食老人6,050円(一般6,710円)
指定管理者	一般財団法人うなばら福祉事業団(日吉津村役場内)

5 消防署・出張所

消防署	出張所	管轄区域
米子消防署	皆生出張所 南部出張所 伯耆出張所	米子市の区域のうち、境港消防署及び大山消防署の管轄する区域を除いた区域並びに南部町、伯耆町及び日吉津村の区域
境港消防署	弓浜出張所	境港市の区域並びに米子市大崎、葭津、大篠津町、和田町及び富益町の区域
大山消防署	中山出張所	大山町の区域及び米子市淀江町の区域
江府消防署	生山出張所	日南町、日野町及び江府町の区域

6 桜の苑

火葬場設置	平成3年4月1日供用開始(施設全面完成平成3年10月)
構造	鉄筋コンクリート造平屋建(一部2階建)
建築面積	1,957.69㎡
火葬炉数	火葬炉7基(全部大型炉)、汚物炉1基
火葬時間	100分(告別から収骨まで)
使用料	大人(圏域内居住者)12,000円、大人(圏域外居住者)49,000円

7 浄化場

(1) 白浜浄化場

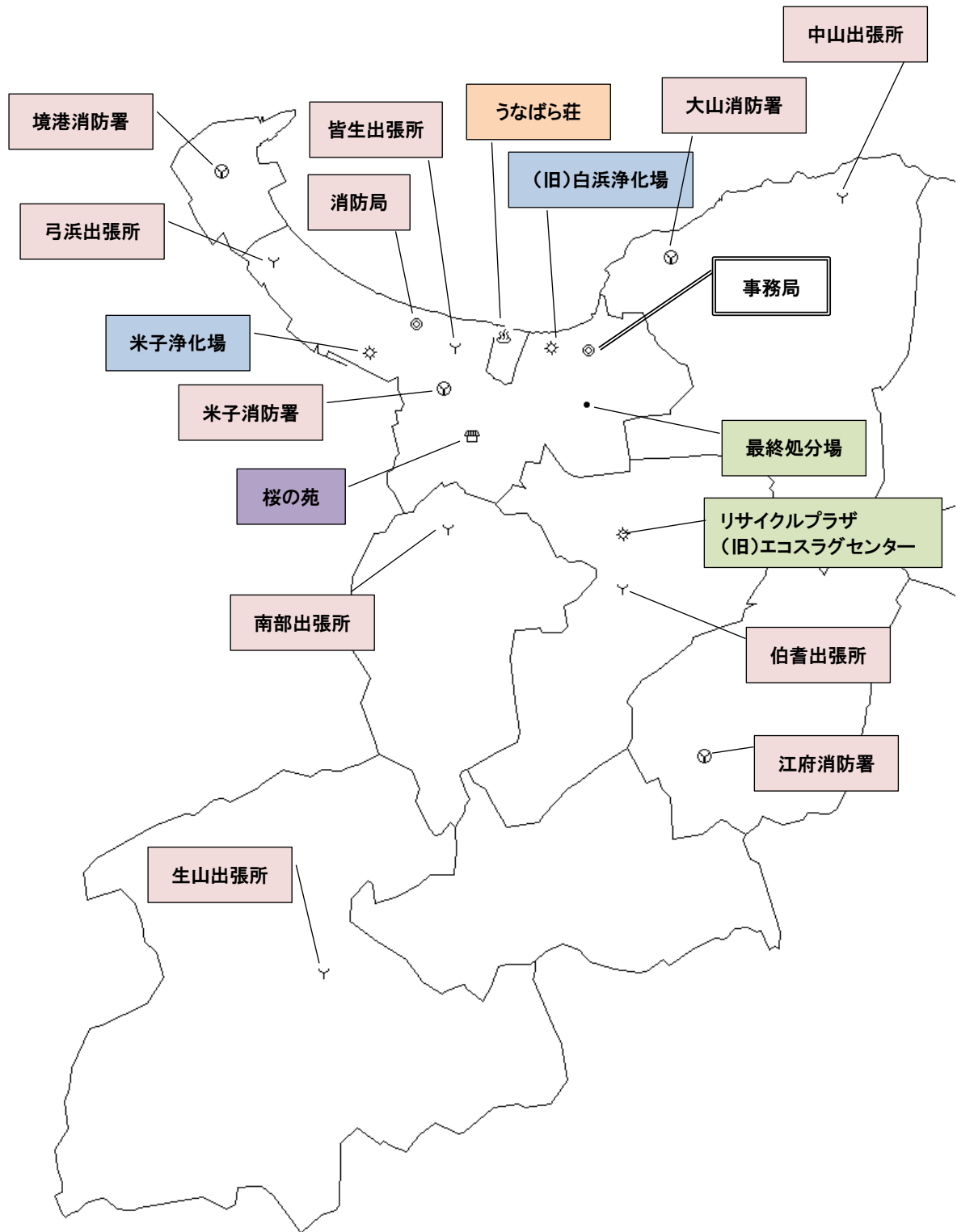
令和2年7月運転停止

設置	平成3年3月19日
処理能力	80kℓ／日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	3,230.93㎡
処理対象区域	米子市の一部、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町

(2) 米子浄化場

設置	平成3年3月22日
処理能力	145kℓ／日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	4,793.95㎡
処理対象区域	米子市、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町

各施設の配置図



SDGs との関係

SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）は、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた開発目標であり、17のゴール（目標）等は貧困・格差の撲滅や持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、国際社会全体の共通目標です。

日本では、2016年にSDGs実施指針が策定され、自治体は重要なステークホルダーとして位置づけられており、人口減少・地域経済の縮小等の課題を抱える地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組みは、地域課題の解決に資するものであると期待されているところです。

鳥取県西部広域市町村圏計画は組合の実施する共同処理事務の指針となるものであり、その理念はSDGsの目標達成にもつながるものであることから、その関連について次頁の「共同処理事務とSDGsとの関連」において整理します。



共同処理事務とSDGsとの関連

	SDGsのめざす17の目標																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 広域市町村圏に関する計画の策定及び連絡調整											●						
2 不燃物処理施設の設置及び管理運営						●			●		●	●		●			
4 消防事務（消防団、水利を除く。）			●								●						
5 病院群輪番制病院			●								●						
6 火葬場の設置及び管理運営			●								●						
7 介護保険法に基づく審査及び判定			●								●						
8 障害者総合支援法に基づく審査及び判定			●								●						
9 し尿処理場の設置及び管理運営			●			●					●			●			
10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営						●	●		●		●	●	●	●			
11 鳥取県からの権限移譲											●						

※「3広域福祉センター（うなばら荘）の設置及び管理運営」は令和4年3月31日をもって廃止

【持続可能な開発目標】（17のゴールのうち関連のあるもの）

ゴール3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	ゴール11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
ゴール6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	ゴール12	持続可能な生産消費形態を確保する。
ゴール7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	ゴール13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
ゴール9	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	ゴール14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

鳥取県西部広域市町村圏計画

平成28年10月 発行
令和3年11月 中間見直し

鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課

〒689-3403

米子市淀江町西原1129番地1

電話番号 0859-22-7722 (代表)